

# 特定非営利活動法人 Team Up KOBE 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Team Up KOBE という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

2 この法人は前項のほか、その他の事務所を兵庫県神戸市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、地域住民に対して、防災、国際協力及び平和教育、伝統文化継承、地域振興、子ども支援及び外国人支援、スポーツ振興に関する事業を行い、地域社会の安全・安心及び多文化共生の推進、並びに青少年の健全育成と文化の発展に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 災害救援活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域住民及び教育機関や企業を対象とした防災・減災講座、訓練、災害対応・危機管理支援
- (2) 海外諸国及び地域住民や教育機関を対象とした国際協力及び平和教育の推進
- (3) 日本の伝統文化の紹介・体験・継承を目的とする講習の企画と開催
- (4) 空き家を対象とした地域コミュニティ再興イベントの実施による地域振興
- (5) 外国人住民及び子ども（日本人を含む）への相談・通訳/翻訳・学習支援活動
- (6) スポーツ教室、国際交流大会、指導者育成事業によるスポーツ振興

## 第3章 会員

### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

#### （入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### （入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### （会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### （退会）

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

#### （除名）

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

#### （拠出金品の不返還）

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 役員及び職員

#### （種別及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

#### （選任等）

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

#### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数2分の1以上から、会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

#### (表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

#### (議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
  - (4) 議長の選任に関する事項
  - (5) 審議事項
  - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
  - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

#### (構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあつてはその旨を付記すること。）
- (4) 審議事項

- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計等

### (資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

- 2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

### (予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

### (解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定された法人に譲渡するものとする。

### (合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告

### (公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(施行細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	奥見 文
副理事長	矢代 晴実
同	小山 達也
理 事	萬田 悠介
同	近藤 カオル
監 事	戸田 智史
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から最初の通常総会が終結するまでとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	0 円	0 円
② 年会費	3,000 円	10,000 円
(2) 賛助会員		
① 入会金	0 円	0 円
② 年会費	5,000 円	20,000 円

役員名簿

特定非営利活動法人 Team UP KOBE

役名	氏名 <small>ありがな</small>	住所又は居所	報酬の有無
理事長	おくみ あや 奥見 文		有
理事 (副理事長)	こやま たつや 小山 達也		無
理事 (副理事長)	やしろ はるみ 矢代 晴実		無
理事	まんだ ゆうすけ 萬田 悠介		無
理事	こんどう かおる 近藤 カオル		無
監事	とだ さとし 戸田 智史		無

## 設立趣旨書

### 1 趣 旨

神戸は阪神・淡路大震災の経験を通じて、「助け合い」「支え合い」の大切さを学び、地域コミュニティの絆を重視してきました。一方で、国際化・多文化化が進む現代社会においては、外国人住民の増加に伴う多言語対応の課題や、障がいのある人や高齢者等、多様な立場に配慮した防災対策の必要性、さらにはコミュニティのつながりの希薄化等、災害対策や地域づくりの分野において、新たな課題が生じています。

このような状況の中で、多様な人々が暮らすこのまちにおいて、災害への備えをはじめ、平和を基軸とした国際的な連携、文化やスポーツを通じた人と人とのつながりを強化することは、地域の持続的な発展に不可欠です。

そのような中で、平成17年から「災害時避難行動研究実行委員会」を立ち上げ、①地域防災力の向上、②国際理解の深化による平和教育・文化共生の推進（国際協力）、③伝統文化の保存及び継承、④活性化による地域振興、⑤青少年の育成と健康増進や外国人支援、⑥スポーツ振興の6分野を柱として活動を展開してきました。これらの活動は「共助」「交流」「継承」「育成」という4つの軸を基盤に、地域と世界がともに発展し、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目標とするものです。

これまでに、「国連加盟50周年～国際協力と防災活動における人材支援セミナー～」の開催企画、「米国洪水保険制度に関する調査・研究」の実施、「第5回 Japan Week EU ワークショップ」への参加、「国連 ESCAP 日本版インクルーシブ防災 e-ラーニング教材」の開発、「障害・すべての人のためのインクルーシブ防災国際フォーラム2018」の開催運営、「神戸文化支援基金支援事業オータムコンサート」の開催運営、「応急修理制度の実施に係る訓練実施及び実績調査」の実施、「花みどりフェア2025SDGs 国際シンポジウム」、「ある家族の肖像～被爆三世代の証言～」の上映会開催、「伝統文化継承イベント」の開催運営等、多岐にわたる事業を行ってきました。

これらの事業は一定の成果を上げ、各イベントへの参加者数の増加に加え、教材や報告書が参考文献として引用される機会や問い合わせも増えてきました。その結果、行政を含め防災・減災に関わる研究機関や国際機関、教育機関等との連携も進展しています。そこで、今後は、これまでの活動を継続しつつ、異なる活動分野が相互に連携する仕組みを構築することで活動内容をより一層深化させていきたいと考えています。

今回、法人として申請するに至ったのは、任意団体として実践してきた活動や事業をさらに地域に定着させ、継続的に推進していくとともに、活動地域を神戸市にとどめることなく、全国及び海外へと広げていくためには、他地域の行政、関係団体、国際機関等との連携を深めていく必要があると考えたためです。そのためには、社会的に認められた公的な組織として活動していくことが最良の策であると判断しました。また、当団体の活動が営利目的ではなく、多くの市民の方々に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得することが最適であると考えました。

法人化することによって、組織基盤を強化・確立し、将来的には多様な主体との連携を一層推進することで、継続的かつ安定的な活動を通じて地域社会に広く貢献していきたいと考えています。

## 2 申請に至るまでの経過

### 主な取り組み

平成17年 4月	「災害時避難行動研究実行委員会」発足
令和 7年 4月	委員間において法人化の意思を確認
令和 7年12月	設立総会開催

令和8年2月16日

特定非営利活動法人 Team Up KOBE  
設立代表者

氏名 奥見 文

## 令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人 Team Up KOBE

### 1. 基本方針

法人設立を機に、これまで行ってきた事業を通じて培ってきたさまざまなネットワークを活用して、神戸市や東京都内等で行ってきた各種事業の実施エリアを神戸市内で少しずつ広げていきたいと考えています。特に、本年度においては、各種事業の中から、エリアの拡大に効果的と思われる「防災」「平和教育・構築活動」を重点事業とします。

### 2. 特定非営利活動に係る事業

事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1) 防災・減災	防災講座 (災害食体験講座)	年3回 第1回/9月 第2回/12月 第3回/3月	神戸市	地域住民 (一般) 40名/講座	12万円 <hr/> 1,000円/1名 費用の内訳： 教材費(発熱剤及び発表資料)会場費、 講師費
	防災講座 (高齢者の避難行動ワークショップ)	年2回 第1回/10月 第2回/1月	同上	地域住民 (一般) 40名/講座	8万円 <hr/> 1,000円/1名 費用の内訳：教材費(発熱剤及び発表資料、ハザードマップ、避難経路確認用マップ等)会場費、講師費
	防災講座 (地域住民からの疑問解消ワークショップ)	年2回 第1回/11月 第2回/2月	同上	地域住民 (一般) 40名/講座	8万円 <hr/> 1,000円/1名 費用の内訳：教材費(発表資料及び防災ブック)、会場費、講師費
	防災実践講座 (避難生活シミュレーション)	年1回 2月または3月	しあわせの村	地域住民 (一般) 20名/講座	2万円 <hr/> 1,000円/1名 費用の内訳：教材費(発表資料及び防災ブック)、会場費、講師費

	インクルーシブ防災教材開発 (初版版の改訂)	通年	神戸市 東灘区 中央区	防災関連研究機関	5万円
	防災・災害対応英語教材/マニュアル開発 (初年度版の改訂)	通年	神戸市 東灘区 中央区	防災関連研究機関 大学等教育機関	5万円
(2) 国際協力及び平和教育の推進	アジア諸国との防災教育・交流/研修、国際会議開催業務支援	通年	人と防災未来センター、アジア防災センター、JICA、教育機関等	在京阪神留学生/外国人研究者 地域住民 (一般・学生)	50万円
	英語企画マニュアルや教材に関するライセンス事業体制の構築(業務委託)	通年	神戸市 東灘区	英語講師、 在日外国人	40万円
	被爆経験/遺伝の継承(口伝、映画『ある家族の肖像～被爆三世代の証言～』放映)	通年	教育機関	大学生、留学生等	20万円
(3) 日本の伝統文化継承	伝統芸能・工芸体験/文化イベント(和菓子づくり、香道ワークショップ、書道、華道、茶道、和紙づくり、落語ワークショップ等)	月1回	神戸市 東灘区	地域住民(一般) 在京阪神外国人他 20名/講座	<u>24万円</u> 1,000円/1名 費用の内訳:教材費、会場費、講師費
(4) 空き家を対象とした地域振興	空き家を活用した文化・芸術講座	年2回	兵庫県	地域住民(一般) 10名/講座	<u>2万円</u> 1,000円/1名 費用の内訳:教材費(発表資料)、会場費、講師費

(5) 外国人住民及び子ども支援	日本語支援・学習サポート・相談窓口運営	通年	神戸市東灘区	在京阪神留学生・外国人、ミックスルーツ地域住民等	12万円
(6) スポーツ振興	空手教室、国際交流大会、指導者研修	通年	兵庫県立文化体育館 兵庫県神戸市長田区蓮池町1-1	日本空手道連合会会員、修交会オーストラリア支部会員等	10万円

## 2. 事業実施体制

### (1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 5月
- ② 理事会 年3回

### (2) 事務局体制

事務局長：萬田悠介

事務局スタッフ：近藤カオル、山本潤一、上田真己子、上田蓮華、阪口実咲、遅野井貴子、奥見桂子

## 令和9年度事業計画書

特定非営利活動法人 Team Up KOBE

### 1. 基本方針

令和9年度においては、令和8年度に実施した重点事業を継続・発展させるとともに、事業の効果検証を通じて持続可能な運営体制の構築を進めます。また、法人化前に受託していた防災に関する調査・研究の受託事業についても再開し、法人の専門性を活かした事業展開を図ります。

これにより、活動エリアおよび事業内容の段階的な拡充を図り、法人としての社会的役割をより一層果たしていくことを目指します。

### 2. 特定非営利活動に係る事業

事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1) 防災(地域住民の防災意識向上・共助促進)	防災講座 (災害食ワークショップ)	年3回 第1回/9月 第2回/12月 第3回/3月	神戸市 東灘区	地域住民 (一般) 40名/講座	12万円 1,000円/1名 費用の内訳: 教材費(発熱剤及び発表資料)会場費、講師費
	防災講座 (高齢者の避難行動ワークショップ)	年2回 第1回/10月 第2回/1月	同上	地域住民 (一般) 40名/講座	8万円 1,000円/1名 費用の内訳: 教材費(発熱剤及び発表資料、ハザードマップ、避難経路確認用マップ等)会場費、講師費
	防災講座 (地域住民からの疑問解消ワークショップ)	年2回 第1回/11月 第2回/2月	同上	地域住民 (一般) 40名/講座	8万円 1,000円/1名 費用の内訳: 教材費(発表資料及び防災ブック)、会場費、講師費
	防災実践講座 (避難生活シミュレーション)	年1回 第1回/3月	しあわせの村 兵庫県神戸市北区	地域住民 (一般) 20名/講座	2万円 1,000円/1名 費用の内訳: 教材費(発表資料及び防災ブック、会場費、講師費)

	インクルーシブ防災教材開発 (令和8年度版の改訂)	通年	神戸市 東灘区 中央区	防災関連研究機関	5万円
	防災・災害対応英語教材/マニュアル開発 (令和8年度版の改訂)	通年	神戸市 東灘区 中央区	防災関連研究機関 大学等教育機関	5万円
	防災調査研究 (業務委託)	通年	東京都 神戸市 中央区	防災関連研究機関 大学等教育機関	50万円
(2) 国際協力及び平和教育の推進	アジア諸国との防災教育・交流/研修、国際会議開催業務支援、国際会議参加(代行)	通年	人と防災未来センター、アジア防災センター、JICA教育機関等	在京阪神留学生/外国人研究者 地域住民(一般・学生)	60万円
	被爆経験/遺伝の継承(口伝、映画『ある家族の肖像～被爆三世代の証言～』放映)	通年	教育機関 海外(オーストラリア)	大学生、留学生等	30万円
(3) 日本の伝統文化継承	伝統芸能・工芸体験/文化イベント(和菓子づくり、香道ワークショップ、書道、華道、茶道、和紙づくり、落語ワークショップ等)	月1回	神戸市 東灘区	地域住民(一般) 在京阪神外国人他 25名/講座	<u>30万円</u> 1,000円/1名 費用の内訳: 教材費、会場費、講師費
(4) 空き家を対象とした地域振興	空き家を活用した文化・芸術講座	月1回	兵庫県	地域住民(一般) 10名/講座	<u>12万円</u> 1,000円/1名 費用の内訳: 教材費(発表資料)、会場費、講師費

(5) 外国人・こども支援	日本語支援・学習サポート・相談窓口運営	通年	神戸市中央区東灘区	在京阪神留学生・外国人、ミックスルーツ地域住民等	12万円
(6) スポーツ振興	空手教室、国際交流大会、指導者研修	通年	兵庫県立文化体育館	日本空手道連合会会員、修交会オーストラリア支部会員等	10万円

## 2. 事業実施体制

### (1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 5月
- ② 理事会 年3回

### (2) 事務局体制

事務局長：萬田悠介

事務局スタッフ：近藤カオル、山本潤一、上田真己子、上田蓮華、阪口実咲、遅野井貴子、奥見桂子

令和8年度活動予算書  
 成立の日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	30,000	
賛助会員受取会費	20,000	
		50,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	
		0
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	0	
受取民間助成金	0	
		0
4. 事業収益		
(1)防災・減災講座、訓練、 災害対応・危機管理支援事業収益	400,000	
(2)国際協力及び平和教育の推進事業収益	1,100,000	
(3)伝統文化継承講座事業収益	240,000	
(4)空き家を対象とした地域振興事業収益	20,000	
(5)外国人・子供支援事業収益	120,000	
(6)スポーツ振興事業収益	100,000	
		1,980,000
5. その他収益		
受取利息		
雑収益		
		0
経常収益計		
		2,030,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1)人件費		
給与手当		
法定福利費		
人件費計	0	
(2)その他経費		
講師謝金	265,000	
旅費交通費	166,000	
消耗品費	28,000	
印刷費	375,000	
通信費	40,000	
委託料	590,000	
保険料	0	
会場費	135,000	
会議費	60,000	
その他経費計	1,659,000	
事業費計		1,659,000
2. 管理費		
(1)人件費		
役員報酬	120,000	
法定福利費		
人件費計	120,000	
(2)その他経費		
消耗品費	52,000	
印刷費	0	
通信費	0	
旅費交通費	0	
光熱水費	0	
保険料	0	
会議費	0	
租税公課	72,000	
ホームページ運営委託料	100,000	
その他経費計	224,000	
管理費計		344,000
経常費用計		
		2,003,000
当期正味財産増減額		27,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		27,000

## 令和9年度活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	20,000	50,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
(1)防災・減災講座、訓練、 災害対応・危機管理支援事業収益	900,000		
(2)国際協力及び平和教育の推進事業収益	900,000		
(3)伝統文化継承講座事業収益	300,000		
(4)空き家を対象とした地域振興事業収益	120,000		
(5)外国人・子供支援事業収益	120,000		
(6)スポーツ振興事業収益	100,000	2,440,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			2,490,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給与手当			
法定福利費			
人件費計	0		
(2)その他経費			
講師謝金	387,000		
旅費交通費	406,000		
消耗品費	148,000		
印刷費	222,000		
通信費	47,000		
委託料	690,000		
保険料	0		
会場費	170,000		
会議費	60,000		
その他経費計	2,130,000		
事業費計		2,130,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	120,000		
法定福利費			
人件費計	120,000		
(2)その他経費			
消耗品費	24,000		
印刷費	0		
通信費	0		
旅費交通費	0		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	0		
租税公課	72,000		
ホームページ運営委託料	100,000		
その他経費計	196,000		
管理費計		316,000	
経常費用計			2,446,000
当期正味財産増減額			44,000
前期繰越正味財産額			27,000
次期繰越正味財産額			71,000